

パブリックコメント実施要項

「八千代市地域防災計画（素案）」への御意見をお寄せください。

八千代市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 42 条の規定により、八千代市防災会議が作成する計画です。

本計画は、地震、風水害、大規模な事故による災害から、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を守るため、平時の災害予防、災害時の応急対策及び復旧計画等を定めております。

このたび、災害対策基本法等の改正や防災基本計画及び千葉県地域防災計画の見直し内容等を反映した、八千代市地域防災計画（素案）を取りまとめました。

つきましては、八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、この計画（素案）に対する意見募集を実施いたしますので、皆様の御意見をお聞かせください。

- 1 案件の名称 八千代市地域防災計画（素案）
- 2 提出者区分
 - (1) 市内に住所を有する方
 - (2) 市内に事務所・事業所を有する方
 - (3) 市内に通勤・通学している方
 - (4) 本件に利害関係のある方
- 3 提出方法 原則として書面又は市ホームページのパブリックコメントの意見募集にあるリンクから提出してください。
また、書式は問いませんが、「八千代市地域防災計画（素案）について」と表題を明記の上、提出者区分、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、法人・団体名、代表者名及び所在地）を必ず記入してください。
- 4 提出期間 令和 6 年 1 2 月 1 8 日（水）から令和 7 年 1 月 1 7 日（金）まで
- 5 提出先
 - (1) 持参
八千代市役所 危機管理課
（平日・午前 8 時 30 分～午後 5 時）

(2) 郵送

〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5
危機管理課宛

(3) F A X

047-483-1094

(4) ちば電子申請サービス

6 提出された意見の取扱い

提出された意見を十分に考慮した上で、計画案を作成します。

また、いただいた意見の概要と、その意見に対する市の考え方、素案の修正を行った場合は、その修正内容を公表します。

ただし、八千代市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれているときは、当該情報を除いて公表するとともに、収集した個人情報については十分に注意し、特定できるような内容は掲載しません。

なお、いただいた意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。

7 問い合わせ先

八千代市 総務部 危機管理課
電話 047-421-6716